

平成31年度（2019年度）

第1回 市川市営住宅審議会 資料

日 時 平成31年（2019年）5月9日(木)

午後1時30分～

場 所 市川市仮本庁舎4階 第1委員会室

福祉部 市営住宅課

市川市

資料 1

ii

令和元年度

市営住宅空家入居希望者

登録募集案内

募集期間

令和元年6月3日（月）～6月17日（月）（土・日曜を除く）

午前8時45分～午後5時15分

受付場所

南八幡仮設庁舎 市営住宅課 ・ 行徳支所

提出方法

空家住宅入居登録申込書に必要書類を添えて、この募集案内が
入っていた封筒でお申し込みください。

【持参する場合】 募集期間内に受付場所まで直接ご持参ください。
(6月17日（月）午後5時15分まで)

【郵送する場合】 140円切手を貼付の上、下記の送付先に送付し
てください。 (6月17日の消印有効)

送付先

〒272-0023

市川市南八幡1-17-15 市川市役所 南八幡仮設庁舎

市営住宅課 宛

申込みの際は、封筒のおもて面に申込者の住所・氏名をご記入ください。

【問い合わせ】 電 話 047-383-9594 (直通)

目 次

=頁=

・ 市営住宅『空家入居希望者の登録制度』について	1
・ 申込みから入居まで	2
・ 申込みについての注意	3
・ 申込み資格	4
・ 提出書類について	6
・ 申込者の状況によって必要となる書類	8
・ 収入基準額について	11
・ 月収額の計算方法	13
給与所得者の場合	14
公的年金所得者の場合	16
その他の所得・日雇いの場合	17
各種控除の内容及び控除額	18
控除額の計算方法	19
・ 家賃（住宅使用料）の計算方法について	20
・ 市川市営住宅概要一覧	21
・ 市川市営住宅位置図	23
・ 市営住宅へのアクセス	24
・ 住宅困窮度自己判定表	25
・ 提出（必要）書類を再度ご確認ください	26

《市営住宅『空家入居希望者の登録制度』について》

市川市では、住宅に困窮している市民の方々に低廉な家賃で住宅を賃貸するために、市営住宅を設置しています。

空家入居希望者の登録制度は、あらかじめ住宅に困窮している度合い（住宅困窮度といいます。）が高い順に入居希望者を登録し、市営住宅に空家が発生した際、登録順位に従って入居をご案内する制度です。

昨年の申込件数は327件、入居は毎年約50戸程度ですが、その年により異なります。

この募集は、入居希望者を登録するための募集であって、現在、空家になっている住宅への入居の募集ではありません。

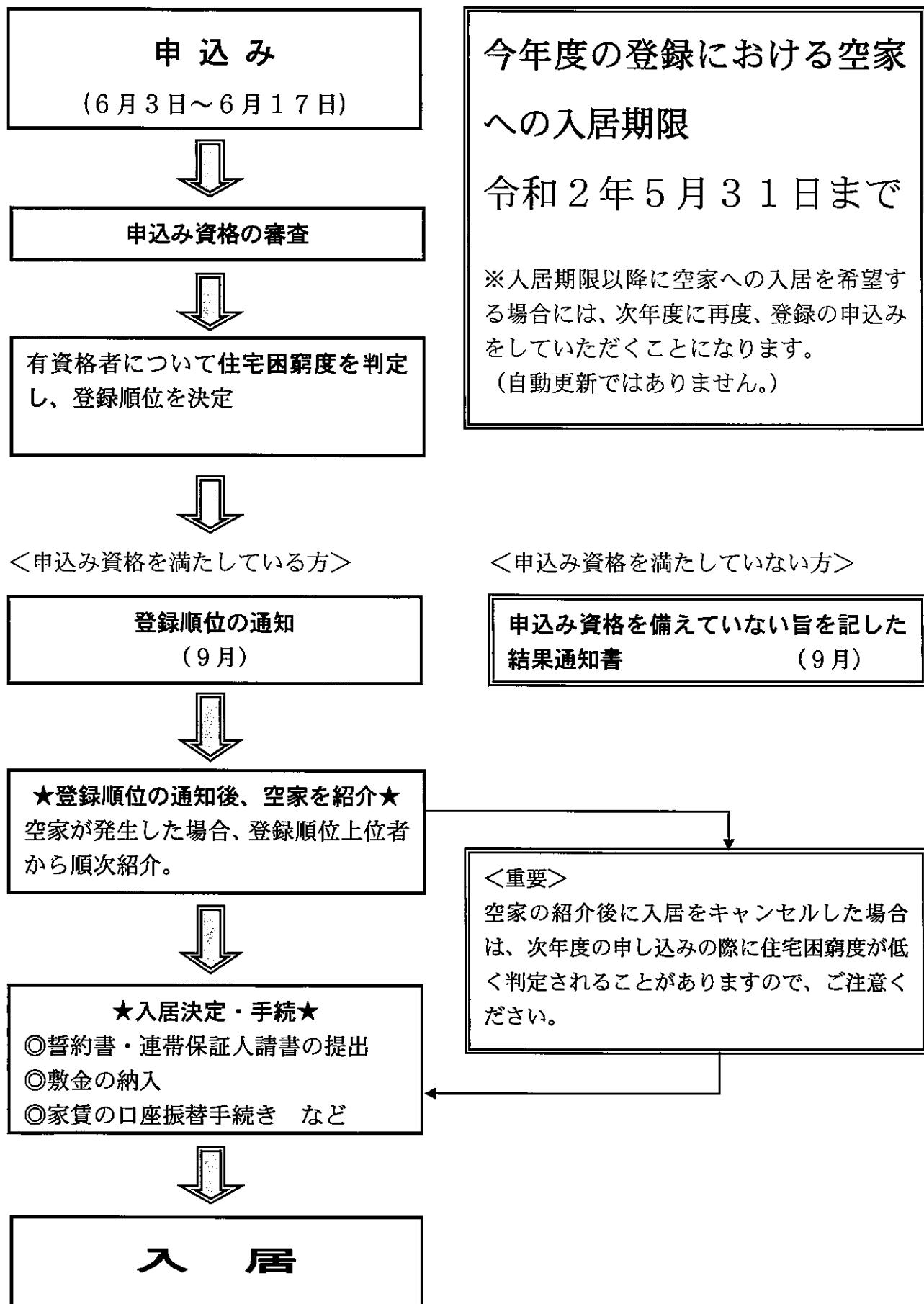
<備考>

- ・住宅困窮度は、本案内24ページの住宅困窮度自己判定表を参考にしてください。

<ご注意>

- ・一旦登録された方であっても、登録期間中に市外に転居したり、収入基準（4ページ参照）を超過する収入を得るなどして市営住宅への入居資格を失ったとき、空家住宅入居登録申込書等に虚偽の記載があることが判明したときには、登録を取り消す場合があります。

《申込みから入居まで》



《申込みについての注意》

1. 申込みは、1世帯につき1通に限ります。

1世帯で2通以上の申込みをしたり、単身で申込みをした方が他の申込者の同居親族（入居時に同居する親族）となっている場合、これらの申込みは全て無効となります。

2. 申込み後の記載事項の変更は認められません。

申込書、その他の提出書類の記載内容に虚偽のあることが判明した場合には、申込みが無効となる場合があります。登録後に判明した場合は登録が、入居決定後に判明した場合は入居決定が、取り消されます。

3. 申込書に記入されていない方は、入居できません。

ただし、申込み後に出生した子は除きます。

4. 持ち家のある方（登記簿上の名義人及び共有名義人）は、申込みできません。

ただし、競売、売却等によって持ち家の所有権を失う方で、入居手続までに、持ち家の所有権を失ったことが確認できる書類を提出する見込みのある方は、申し込むことができます。

5. 公営住宅の入居者は原則として申込みできません。

ただし、現在居住する市営住宅が、世帯構成と比して著しく狭い場合、現在居住する公営住宅の住宅使用料（賃料）が収入に比して著しく高額であると認められる場合には、申し込むことができます。

6. かつて本市の市営住宅に入居していた方で、以下に該当する方は申込みできません。

- ①住宅使用料（賃料）の未納分が残っている方。
- ②訴訟等の結果、市に市営住宅を明け渡したことのある方。

7. 入居後は、犬、猫、鶏、鳩、小動物等の飼育（餌付け、及び一時預りを含む）はできません。

8. 入居の手続き時には、自己（申込者）と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人が必要となります。

《申込み資格》

1. 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。(7を除く)

同居できる親族には次の方も含まれます。

- ①申込者と事実上、婚姻関係ある方。(住民票に「夫（未届け）」又は「妻（未届け）」となっており、戸籍上、他の婚姻関係がないこと)
- ②申込者と婚姻をしており、入居手続までに、申込者と婚姻したことが確認できる書類を提出する見込みのある方。
- ③申込者が扶養義務を負う親族であって、現在は申込者と別居しているが、同居する必要があり、同居することが確実である方。

2. 平成30年12月18日までに本市に住民登録をしていること。

(注) 住民登録している住所に居住していない方は、申込み資格がありません。

3. 申込み時に、市税（市民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税）を滞納していないこと。

(注) 滞納している市税を分割納付している場合は、市税の滞納があるものとしますのでご承知おきください。 市税の滞納の有無については各税の担当課（市民税課、固定資産税課、国民健康保険課）にお問い合わせください。

4. 世帯の月収額が、収入基準額を超えないこと。

収入基準額及び月収額の算定方法は、10～18ページをご参照ください。

5. 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

暴力団員とは、暴力団の構成員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）のことをいいます。

6. 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

7. 次のいずれかに該当する方は、単身でも申し込むことができます。

(日常生活において自炊の可能な程度の健康状態である方)

- (1) 申込日において60歳以上の方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から4級までの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- (4) 療育手帳の交付を受けている方
- (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による、厚生労働大臣の認定（原爆症認定）を受けている方
- (7) 海外からの引揚者で、引揚げから5年以内の方
- (8) 生活保護を受けている方
- (9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方
- (10) ハンセン病療養所等に入所していた方
- (11) 配偶者からの暴力を受けた者及びその家族であって、次の①及び②に該当する方
(2、3の申込み資格は、適用しません。)
 - ① 一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
 - ② 裁判所が配偶者に下す被害者に対しての身辺のつきまとい禁止等の命令の効力を生じる日から起算して5年を経過していない方

※ 単身者は、入居できる住宅（間取り）が限定されます。詳しくは20～21ページを参照してください。

※ 上記のいずれかに該当する方でも、身体上又は精神上著しい障がいがあるため、単身で生活することが困難であると認められる方は、申し込みができません。

8. 大規模な火災、震災、その他の災害により住宅が滅失した方（被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者等）、「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者で、前記4、5、6の要件を備える方は、申し込みができます。

ご不明な点等は、お問い合わせください。

《提出書類についての注意》

申込みには、必ず提出していただく書類と申込者の状況によって必要となる書類があります。

書類に不備がある場合は、失格となる場合がありますので、十分確認のうえ必要書類を提出してください。

なお、提出いただいた書類につきましては一切お返しできませんのでご了承ください。

必ず提出していただく書類

(1) 空家住宅入居登録申込書 一様式第4号（第5条関係）－

- ・1枚目の表面・裏面、2枚目の「居住状況申告書・申込み状況に関する調査」に必要事項を記入して、申込者が押印してください。

(2) 収入を証明する書類

- ・申込者及び入居を希望する親族（現在別居中の方を含む。）で、現に給与所得、事業所得、公的年金等の所得のある方は、7ページの表で提出が必要となる書類を確認して提出してください。収入要件の審査に不可欠の書類です。

(3) 健康保険被保険者証のコピー

- ・入居希望者全員（遠隔地扶養親族がいる場合は、その方を含む。）の健康保険証のコピーを添付してください。（生活保護を受けている方を除く。）

(4) 現在の住まいの契約状況（家賃、契約者等）が確認できる書類のコピー

- ・最新の賃貸借契約書等のコピーを添付してください。
(共益費を含まない純粋な家賃額等を確認します。)

(5) 令和元年度市営住宅 空家募集希望調査表

《収入を証明する書類》

収入区分	内 容	提出書類
給与所得者 (アルバイト・パート含む)	<p>現在の勤務先に就職した時期が</p> <pre> graph LR A[現在の勤務先に就職した時期が] --> B[前年1月1日] A --> C[以前の場合] A --> D[前年1月2日] A --> E[以降の場合] B --> F[源泉徴収されている方] C --> G[源泉徴収されていない方] D --> H[給与支払証明書] E --> I[まだ給料の支給を受けていない方] </pre>	<p>源泉徴収票のコピー</p> <p>確定申告書(控)のコピー 又は、給与支払証明書</p> <p>給与支払証明書</p> <p>給与支払(予定)証明書 (給与支払証明書と同一書類)</p>
事業所得者	<p>現在の事業を始めたのが、</p> <pre> graph LR A[現在の事業を始めたのが、] --> B[前年1月1日以前の方] A --> C[前年1月2日以降の方] </pre>	<p>確定申告書(控)のコピー 又は、事業所得内訳書</p> <p>事業所得内訳書</p>
日雇い	<p>勤務先が一定で、日雇いを始めた時期が、</p> <pre> graph LR A[勤務先が一定で、日雇いを始めた時期が、] --> B[前年1月1日] A --> C[前年1月2日以降の方] B --> D[以前の場合で、] D --> E[源泉徴収されている方] D --> F[源泉徴収されていない方] </pre>	<p>源泉徴収票のコピー</p> <p>確定申告書(控)のコピー 又は、給与支払証明書</p> <p>給与支払証明書</p>
	<p>勤務先が一定していない場合で、日雇いを始めた時期が、</p> <pre> graph LR A[勤務先が一定していない場合で、日雇いを始めた時期が、] --> B[前年1月1日以前の方] A --> C[前年1月2日以降の方] </pre>	<p>確定申告書(控)のコピー 又は、事業所得内訳書</p> <p>事業所得内訳書</p>
年金等受給者	受給している全ての種類の公的年金（障害・遺族年金等の非課税年金および、恩給・年金基金を含む）の受給額が確認できる右記の4つの書類のうち、いずれか又はそのコピー	<ul style="list-style-type: none"> ・年金源泉徴収票 ・年金支払通知書 ・年金改定通知書 ・年金の振込額がわかる通帳等

《申込者の状況によって必要となる書類》

(1) 現在、市川市の市外に在住している方

- ・住民票

(2) 現在、失業中で雇用保険を受けている方

- ・雇用保険受給資格者証のコピー

(3) 平成30年中は収入があったが、現在退職して収入がない方

- ・離職票のコピーまたは退職証明書（＊所定用紙）

(4) 申込期日の令和元年6月17日までに退職することが確定している方

- ・退職予定証明書

※申込者が登録者として決定された場合は、速やかに上記(2)の書類を提出していただきます。

6月17日までに退職されなかった時は、登録が取消されることもあります。

(5) 現在、扶養義務者から継続して仕送りを受けている方

- ・月々の仕送額を証する仕送者の証明（仕送者の作成によるもの）

(6) 現在、婚約中の方

- ・婚約申述書（＊所定用紙）

(7) 配偶者と離婚協議中、調停中または裁判中で、その配偶者を同居希望親族として記載しない方

- ・離婚手続中であることの申述書・誓約書（＊所定用紙）

(8) 生活保護を受けている方

- ・生活支援課の発行する保護証明書（受給内容が記載されているもの）

※現在、生活保護は受けていなくても生活保護受給の相談中の方、又はこれから生活保護の相談しようとする方はお申し出ください。

(9) 家主の正当理由による立ち退きを求められている方（賃貸人に原因がなく1年以内に取壊しとなる場合）

- ・立退要求理由、期限の記載された賃貸人の立退要求証明書（＊所定用紙）

または、更新拒絶通知、解約申入通知等

(10) 令和2年5月31日までに持ち家を処分することが確定している方

- ・競売開始決定正本、売買契約書のコピー等、事情を証する書面、及び「自己所有する住宅の処分に関する申述書」（＊所定用紙）

(11) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方

- ・障がいの等級が確認できるこれらの手帳のコピー

- (12) **児童相談所等において、知能指数が75以下と判定された方**
(療育手帳の交付を受けている方を除く。)
・児童相談所長等の判定書
- (13) **戦傷病者手帳の交付を受けている方**
・障がいの等級が確認できる手帳のコピー
- (14) **原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による、厚生労働大臣の認定を受けている方**
・医療特別手当証書または特別手当証書のコピー
- (15) **寝たきり（常時就床を要する）状況にある方**
(その方が重度障害者の認定を受け前記（10）に該当する場合を除きます。)
・常時就床を要することを証する医師の診断書
- (16) **病気で1年以上の療養（入院・通院）を要するため就労ができない状況にある方**
(その方が重度または中度障害者の認定を受け、前記（10）に該当する場合を除きます。)
・1年以上の加療を要する旨、病名及びこれにより就労ができない状況であることの記載のある医師の診断書
- (17) **母子・父子世帯の方**
・児童扶養手当証書（黄色）のコピー。なお、その書類がない場合は、戸籍全部事項証明書
- (18) **海外からの引揚者の方**
・厚生労働省社会援護局長の発行する、海外からの引揚者であることの証明書
- (19) **ハンセン病療養所等に入所していた方**
・ハンセン病療養所等の長の発行する、当該施設に入所していたことの証明書
- (20) **配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手から暴力を受けている被害者で保護施設等の入居者又は退所者及び裁判所の保護命令が発された方等**
・配偶者暴力相談支援センターの証明又はコピー、裁判所の保護命令決定書のコピー等
- (21) **社宅、社員寮、マンションの管理人室に居住している方でその立退きを求められている方（自己都合、定年退職は含まない）**
・立退要求理由、期限の記載された雇用者からの書面
- (22) **中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている方**
・中国残留邦人等身分証明書のコピー

- (23) 大規模な火災、震災、その他の災害により住宅が滅失した方（被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者等）、「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者
- ・罹災証明書のコピー、身分証明書のコピー

《収入基準額について》

市営住宅に入居するには、世帯の月収額が収入基準額を超えないことが必要です。
一般世帯と裁量世帯で収入基準額が異なります。

世帯区分	収入基準額
一般世帯	月収額：158,000円以下
裁量世帯	月収額：214,000円以下

※裁量世帯とは、次に掲げる世帯をいい、それ以外が一般世帯になります。

裁量世帯	資格要件
高齢者世帯	(1) 全員が60歳以上の世帯（単身者も該当します。） (2) 18歳未満の方と60歳以上の方で構成されている世帯 ※年齢の基準日は、申込み日現在とします。
障がい者世帯	(1) 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1～4級の方のいる世帯 (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1～2級の方のいる世帯 (3) 療育手帳の交付を受け、障がいの程度がA・A1・A2・B1の方のいる世帯 (4) 児童相談所・障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された方のいる世帯
戦傷病者世帯	・戦傷病者手帳の交付を受け、障がいの程度が特別項症から第6項症の方または、第1款症の方のいる世帯
原爆被爆者世帯	・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11号第1項の規定による、厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯
引揚者世帯	・海外からの引揚者で引揚げから5年以内の方がいる世帯
ハンセン病者世帯	・ハンセン病療養所等に入所していた方がいる世帯
子育て世帯	・同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる世帯

《収入早見表》

参考

この表は、2種類以上の収入がある場合や2人以上の収入がある場合、年の途中で勤務先が変わった場合は、この表は使えません。

また、親族控除以外の控除がある場合もこの表は使えません。

◆給与収入の場合（前年1年間の総収入「諸手当・賞与・税金等を含む」金額）

区分	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般世帯	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下	5,423,999円 以下
裁量世帯	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下	6,263,999円 以下

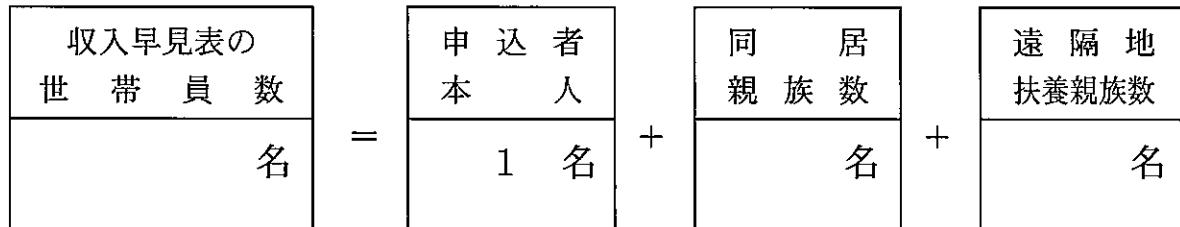
◆年金収入の場合（65歳以上の方が1人で年金所得のみの場合の金額）

区分	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般世帯	3,096,011円 以下	3,534,682円 以下	4,041,349円 以下	4,495,308円 以下	4,942,367円 以下	5,389,425円 以下
裁量世帯	3,924,015円 以下	4,391,778円 以下	4,838,837円 以下	5,285,896円 以下	5,732,955円 以下	6,180,014円 以下

◆事業所得の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得金額）

区分	単身者	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
一般世帯	1,896,011円 以下	2,276,011円 以下	2,656,011円 以下	3,036,011円 以下	3,416,011円 以下	3,796,011円 以下
裁量世帯	2,568,011円 以下	2,948,011円 以下	3,328,011円 以下	3,708,011円 以下	4,088,011円 以下	4,468,011円 以下

＜収入早見表の見方＞



◎遠隔地扶養親族とは、申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族のうち同居していない者をいいます。例えば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。

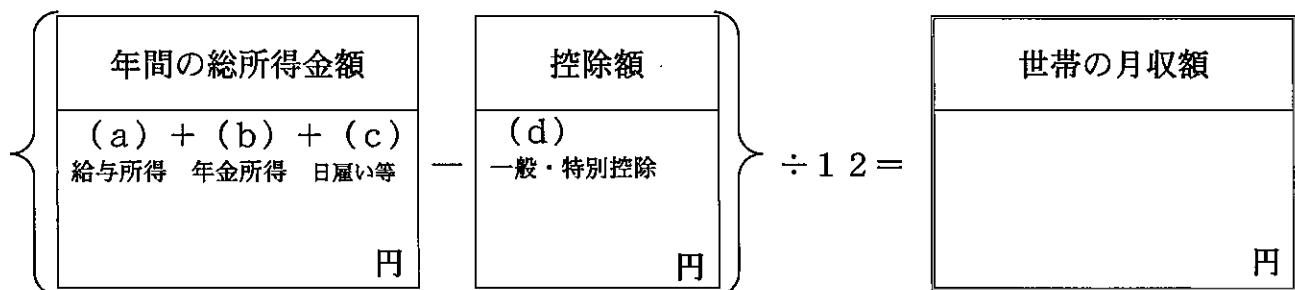
会社や税務署に「扶養親族の申告」をしている必要があります。

◎出産予定であっても、令和元年6月17日現在に生まれていなければ、世帯員数には含まれません。

《月収額の計算方法》

世帯の月収額とは、申込者及び同居親族のうち、現に所得を得ている方の1年間の総所得金額（原則として前年の所得を用いますが前年の途中から所得を得ることとなった場合は、年額を推定計算します。）の合計額から、控除額を差し引いた後の金額を12で割った金額のことです。

月収額の計算



ここで計算した世帯の月収額が11ページの収入基準額以下の方は申込みが可能です。

月収額の算定方法は、次のページをご覧ください。

(a) 給与所得者は14～15ページ

(b) 年金所得者は16ページ

(c) 日雇い等は17ページ

(d) 控除額は18～19ページ

所得の種類により月収額の計算方法が違いますので、自分がどの所得に該当するか、確認のうえ計算してください。

申込み世帯の中で2人以上に収入がある場合

- ・入居しようとする世帯に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの所得額の求め方(14～17ページ)で、年間所得金額を算出し、合算した額を年間の総所得金額としてください。

1. 給与所得者の場合

- ・給与所得とは、給料・諸手当・賞与等の所得で、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入が該当します。
- ・年間総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、諸手当・賞与・税金等を含んだ全ての支払金額です。(ただし、通勤手当等の非課税所得は含みません。)

現在の勤務先への就職時期	計算方法	年間総収入金額 円
① 前年1月1日以前	前年の1年間の総収入	
② 前年以降でかつ、 1年以上勤務	就職の翌月から1年間の総収入	
③ 勤務して1年未満	<p>A=就職の翌月～申込前月までの総収入 (※賞与を除く)</p> <p>B=勤務月数 (就職の翌月～申込前月までの月数)</p> <p>C=賞与等</p> $(A \div B) \times 12 + C = \text{年間の推定総収入金額}$	<p>※給与所得者が2人以上いる場合、各人が算出した年間総収入金額はここでは合算せず 15ページで年間所得金額を算出してから合算します。</p>
④ まだ1ヶ月分の給料を 受けていない	<p>(雇用条件に基づき支給が予定されている 1ヶ月分の給料) × 12ヶ月</p> $= \text{年間の推定総収入金額}$	

前ページで算出した「年間総収入金額」を下表に当てはめて、
「年間所得金額」を算出します。

年間総収入金額の区分	給与所得の計算方法	年間所得金額
～ 650,999 円	所得金額は 0 円	(a) 円
651,000 ～ 1,618,999 円	(総収入金額) - 650,000 円 =	※給与所得者が複数いる場合は、ここで所得を合算します。
1,619,000 ～ 1,619,999 円	所得金額 = 969,000 円	
1,620,000 ～ 1,621,999 円	所得金額 = 970,000 円	
1,622,000 ～ 1,623,999 円	所得金額 = 972,000 円	
1,624,000 ～ 1,627,999 円	所得金額 = 974,000 円	
1,628,000 ～ 1,799,999 円	(端数整理後の総収入金額) × 0.6 =	※13 ページへ
1,800,000 ～ 3,599,999 円	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 180,000 円 =	
3,600,000 ～ 6,599,999 円	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 540,000 円 =	
6,600,000 ～ 9,999,999 円	(総収入金額) × 0.9 - 1,200,000 円	

端数処理の仕方

14 ページで算出した「年間総収入金額」が 1,628,000～6,599,999 円 の方は 以下の式に従い端数整理をしてください。 年間総収入金額 ÷ 4,000 = A A の小数点以下を切り捨てた整数值 = B B × 4,000 = 端数整理後の総収入金額	(例) 年間総収入金額が 3,832,999 円の場合 3,832,999 ÷ 4,000 = 958.24975 → 小数点以下を切り捨て ← → 958 × 4,000 = 3,832,000 円 ↓ 端数整理後の総収入金額
--	---

2. 公的年金等所得者の場合

- ・公的年金とは、国民（老齢）年金・厚生（老齢）年金・年金基金・恩給・各種共済年金等のこと
で、雑所得となります。
- ・税法上**非課税**とされている各種年金（障害・遺族・福祉年金・遺族恩給）は、
所得金額は0円として計算してください。（ただし、収入を証明する書類の提出は必要です。）
- ・複数の公的年金を受給されている方は、
非課税年金以外の年金の合計金額=年間総収入金額として計算してください。

受給者年齢	公的年金の年間総収入金額	年間所得金額の計算方法
※ 64歳以下の方	～ 700,000 円	所得金額は0円
	700,001～1,299,999 円	(年間総収入金額) - 700,000 円 =
	1,300,000～4,099,999 円	(年間総収入金額) × 0.75 - 375,000 円 =
	4,100,000～7,699,999 円	(年間総収入金額) × 0.85 - 785,000 円 =
※ 65歳以上の方	～1,200,000 円	所得金額は0円
	1,200,001～3,299,999 円	(年間総収入金額) - 1,200,000 円 =
	3,300,000～4,099,999 円	(年間総収入金額) × 0.75 - 375,000 円 =
	4,100,000～7,699,999 円	(年間総収入金額) × 0.85 - 785,000 円 =

年間所得金額
 (b) 円

※13 ページへ

※年齢の基準日は、申込み日現在とします。

3. その他の所得・日雇いの場合

・ その他の所得とは、事業所得・雑所得などの所得で、自営業・サービス業・外交員・集金人・電気料金の検針人等の所得が該当します。状況に応じて下の図の通り計算してください。

その 他の 所 得	現在の事業の開業時期	計算の方法
	① 前年1月1日以前	前年分の確定申告した所得金額
	② 前年1月2日以降でかつ、 開業して1年以上経過	開業の翌月から12ヶ月分の 総収入金額（総売上高）－必要経費
	③ 開業してから1年未満	A=開業の翌月から申込前月までの総収入金額 (総売上高) B=必要経費 C=営業月数 (事業を始めた翌月から申込前月5月までの月数) (A-B) ÷ C × 12 = 推定の年間所得金額
日 雇 い	日雇いを始めた時期	計算の方法
	勤務先が一定している場合	前年1月1日以前 14ページ①と同じ計算方法
	前年1月2日以降でかつ 日雇いを始めて1年以上経過	前年1月2日以降でかつ 日雇いを始めて1年以上経過 14ページ②と同じ計算方法
	日雇いを始めて1年未満	A=日雇いを始めた翌月から申込前月までの総収入 B=稼動月数 (日雇いを始めた翌月から申込前月までの月数) (A÷B) × 12 = 推定の年間総収入金額 以下、15ページで年間所得金額を算出
勤務先が一定していない場合	前年1月1日以前	前年分の確定申告した所得金額
	前年1月2日以降	(日給の平均額×1ヶ月の平均稼動日数) × 12 = 推定の年間総収入金額 以下、15ページで年間所得金額を算出

→ 年間所得金額

(c) 円

※13ページへ

4. 各種控除の内容及び控除額

控除の種類		対象者	控除額
一般控除	同居親族控除	・申込者以外の同居予定親族	1人につき 38万円
	扶養親族控除	・所得税法上の扶養親族、又は控除対象配偶者であって、同居しない方（遠隔地扶養親族のこと）	1人につき 38万円
特別控除	特定扶養親族控除 (配偶者を除く)	・申込者又は同居予定親族のいずれかの扶養親族のうち16歳以上～23歳未満の方 (年齢の基準日は、申込み日現在とします。)	1人につき 25万円
	老人扶養親族控除	・申込者又は同居予定親族のいずれかの扶養親族又は控除対象配偶者のうち、70歳以上の方 (年齢の基準日は、申込み日現在とします。)	1人につき 10万円
	寡婦(夫)控除	夫(妻)と死別し、若しくは夫(妻)と離婚した後婚姻をしていない方、又は夫(妻)の生死が不明な方で扶養親族と生計を一にする子を有し合計所得金額が500万円以下である方。	その方の所得額但し、限度額は 27万円
別除	障がい者控除	・申込者又は一般控除（上記参照）の対象者のうち、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳（3～6級）の交付を受けている方 ②戦傷病者手帳（第4項症以下）の交付を受けている方 ③療育手帳（B1～2）の交付を受けている方 ④精神障害者保健福祉手帳（2～3級）の交付を受けている方 ⑤年齢65歳以上の方で障がいの程度が①③と同程度であることの福祉事務所長の認定書の交付を受けている方	1人につき 27万円
	特別障がい者控除	・申込者又は一般控除（上記参照）の対象者のうち、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳（1～2級）の交付を受けている方 ②戦傷病者手帳（特別項症から第3項症まで）の交付を受けている方 ③療育手帳（A・A1～2）の交付を受けている方 ④精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方 ⑤原爆被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている方 ⑥心神喪失の状況にある方（医師の診断書） ⑦国民年金法施行令別表の1級と同程度の方（都道府県知事等の証明書） ⑧常に就床を要し、複雑な介護を要する方（医師の診断書） ⑨年齢65歳以上で障がいの程度が①③⑥と同程度であることの福祉事務所長の認定書の交付を受けている方	1人につき 40万円

5. 控除額の計算方法

控除名	控除の内容及び金額	世帯の控除額
①親族控除	〈申込者以外の同居予定親族及び遠隔地扶養親族〉 38万円×人＝	親族控除額 円
②特定扶養親族控除	〈16歳以上23歳未満の扶養親族（配偶者を除く）〉 25万円×人＝	特定扶養控除額 円
③老人扶養親族控除	〈70歳以上の扶養親族〉 10万円×人＝	老人扶養控除額 円
④寡婦（夫）控除	〈所得のある者が寡婦（夫）の場合） （限度額）27万円×人＝	寡婦（夫）控除額 円
⑤障がい者控除	〈身体障がい者等のいる場合〉 27万円×人＝	障がい者控除額 円
⑥特別障がい者控除	〈特別身体障がい者等のいる場合〉 40万円×人＝	特別障がい者控除額 円
控除金額 (①～⑥) 合計		控除額 (d) 円

※13 ページへ

《家賃（住宅使用料）の計算方法について》

(A) 家賃算定基礎額・・・入居者の収入に応じて設定される家賃算定の基礎となる金額で、政令によって定められます。

一般世帯	裁量世帯	あなたの世帯の月収額（16ページの算出金額）	家賃算定基礎額
1	1	0 ~ 104,000円	34,400円
2	2	104,001 ~ 123,000円	39,700円
3	3	123,001 ~ 139,000円	45,400円
4	4	139,001 ~ 158,000円	51,200円
	5	158,001 ~ 186,000円	58,500円
	6	186,001 ~ 214,000円	67,500円

(B) 市町村立地係数・・・国が市町村毎に、地価の状況に基づき設定した数値で、市川市は1.10と定められています。

(C) 規模係数・・・・・・住宅の専用床面積を65m²で割った数値

(D) 経過年数係数・・・・建設後の経過年数に応じた式で定められる数値

地域	構造	経過年数係数
全地域	非木造	1 - 0.0039 × 経過年数

(E) 利便性係数・・・・市営住宅の建っている地域の状況や、住宅の設備などの利便を勘案して0.7~1.3の範囲で市川市が定めた数値

$$\boxed{\text{月々の家賃}} = \underline{(A)} \times \underline{(B)} \times \underline{(C)} \times \underline{(D)} \times \underline{(E)}$$

家賃算定基礎額 市町村立地係数 規模係数 経過年数係数 利便性係数

家賃は、入居者の収入や、各市営住宅の条件によって異なるとともに、毎年変わります。

《市川市営住宅概要一覧》

■=単身者入居可能部屋

団地名	階数 ※1	管理 開始	戸数	代表的な間取り	所在地	令和元年度家賃
大町第一団地A棟	5	H04	37	6/6/4.5/DK	6/6/DK ■	大町 95
" B棟	7・EV	H03	67	6/6/4.5/DK	6/6/DK ■	" 24,200~69,200
" C棟	7・EV	H05	73	6/6/4.5/DK		" 28,100~76,800
大町第二団地 1号棟	4	S44	24	6/4.5/3/K ■		大町 124 9,900~23,100
" 2号棟	5	S45	30	6/4.5/3/K ■		" 10,700~24,400
" 3号棟	5	S45	30	6/4.5/3/K ■		" 10,700~24,400
" 4号棟	5・EV	S46	75	6/6/DK ■	6/4.5/DK ■	" 8,700~25,200
" 5号棟	7・EV	S47	90	6/6/DK ■	6/4.5/DK ■	" 9,900~25,700
" 6号棟	4	S48	16	6/4.5/DK ■		" 9,800~29,600
" 7号棟	6・EV	H06	78	6/6/4.5/DK	6/6/DK ■	" 25,100~84,100
" 8号棟	5・EV	H08	50	6/6/4.5/DK	6/6/DK ■	" 25,700~90,300
大町第三団地A棟	8・EV	S47	104	6/6/DK ■	6/4.5/DK ■	" 9,200~26,800
" B棟	9・EV	S48	135	6/6/DK ■	6/4.5/DK ■	" 10,200~31,900
南大野団地 ※2	3・EV	H13	15	6/6/4.5/LDK	6/6/LDK	南大野 2-27-13 28,100~74,100
柏井第一団地 1号棟	3	S60	30	6/6/4.5/DK		柏井町 2-1344 21,700~65,100
" 2号棟	3	S61	27	6/6/4.5/DK	6/4.5/DK ■	" 18,300~64,800
" 3号棟	3	S63	12	6/6/4.5/DK	6/4.5/4.5/DK	" 22,700~63,300
柏井第二団地	3・EV	H09	17	6/6/DK ■	6/4.5/DK ■	柏井町 2-754 17,600~110,700
柏井第三団地	2	S59	12	6/4.5/DK ■		柏井町 2-1358 16,500~51,800
奉免団地 1号棟	3	S55	18	6/6/3/DK		奉免町 310 17,400~44,200
" 2号棟	3	S55	18	6/6/3/DK		" 17,400~44,200
" 3号棟	3	S55	30	6/6/4.5/DK		" 18,300~44,500
" 4号棟	3	S55	16	6/6/3/DK		" 17,400~44,200
" 5号棟	3	S55	18	6/6/LDK		" 17,900~42,300
北方第一団地 1号棟	3	S53	18	6/6/4.5/DK		北方町 4-1996 18,300~46,800
" 2号棟	3	S53	12	6/6/4.5/DK		" 18,300~46,800
" 3号棟	3	S53	24	6/4.5/4.5/DK		" 16,500~42,100
北方第二団地 A棟	3	H01	12	6/6/4.5/DK		北方町 4-2008-4 24,500~63,900
" B棟	3	H01	15	6/6/4.5/DK		" 24,500~64,100
" C棟	3	H03	24	6/6/4.5/DK	6/6/DK ■	" 22,200~64,800
曾谷第一団地	3	S58	24	6/6/4.5/DK	6/4.5/4.5/DK	曾谷 2-7-1 21,900~63,100
曾谷第二団地	3	S59	18	6/6/4.5/DK	6/4.5/4.5/DK	曾谷 1-37-5 22,200~67,100
曾谷第三団地	3	S50	24	6/6/DK	6/4.5/DK ■	曾谷 2-31-20 12,300~44,400
曾谷第四団地 A棟	3	S62	18	6/6/4.5/DK		曾谷 5-20 23,700~72,500

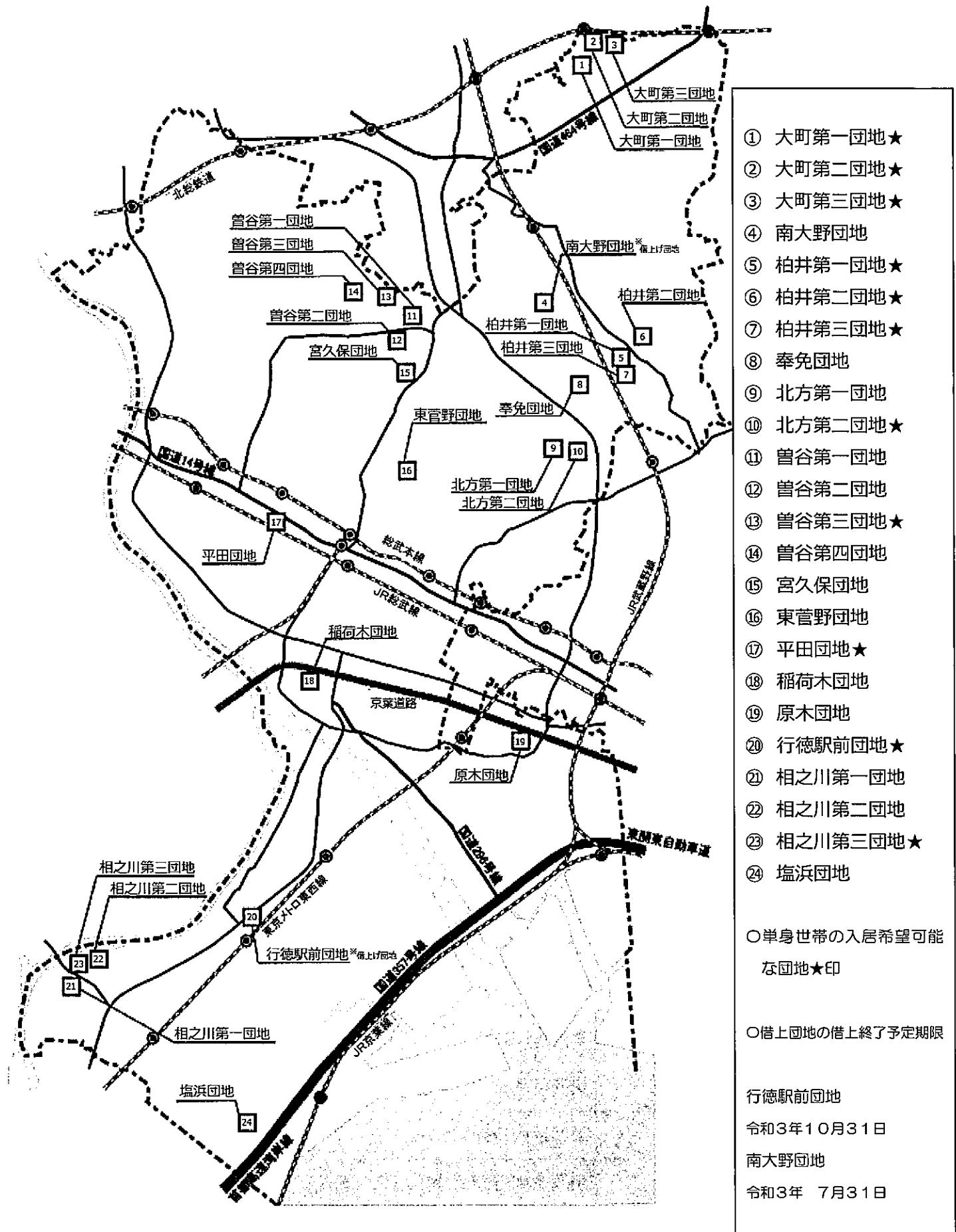
団地名	階数 ※1	管理 開始	戸数	代表的な間取り		所在地	令和元年度家賃
曾谷第四団地B棟	3	S 62	6	6/6/4.5/DK		曾谷 5-20	24,700~72,500
宮久保団地	3	S 62	15	6/6/4.5/DK	6/4.5/4.5/DK	宮久保 2-24-20	22,100~75,100
東菅野団地	3	S 56	18	6/6/4.5/DK		東菅野 3-12-18	20,500~53,800
平田団地	3	S 63	15	6/4.5/DK 単		平田 1-17-10	16,800~58,900
稻荷木団地	2	S 57	12	6/6/4.5/DK		稻荷木 3-2-8	19,300~66,500
原木団地	7・EV	S 61	21	6/6/4.5/DK		原木 3-3-1	21,500~85,900
行徳駅前団地 ※3	10・EV	H 13	25	3LDK (59 m ²)	2DK (39 m ²) 単	行徳駅前 1-21-1	21,200~113,600
相之川第一団地	4	S 60	19	6/6/4.5/DK		新井 1-1-20	23,100~76,000
相之川第二団地A棟	7・EV	S 50	119	6/6/3/DK	6/4.5/3/DK	相之川 1-7	13,400~45,000
" B棟	7・EV	S 52	126	6/6/3/DK	6/4.5/3/DK	"	13,600~46,500
相之川第三団地C棟	7・EV	S 53	63	6/6/3/DK	6/6/DK 単	相之川 1-23	15,000~48,800
塩浜団地1号棟	8・EV	S 54	104	6/6/4.5/DK	6/6/4.5/K	塩浜 4-4	17,700~51,900
" 2号棟	6・EV	S 56	66	6/6/4.5/DK	6/6/4.5/K	"	17,800~57,400
" 3号棟	6・EV	S 57	66	6/6/4.5/DK	6/6/4.5/K	"	19,100~67,900
" 4-1号棟	7・EV	S 58	46	6/6/4.5/DK		塩浜 4-6	20,700~67,100
" 4-2号棟	7・EV	S 59	50	6/6/4.5/DK		"	21,000~67,400

※1、階数欄にEVの表示がある物件にはエレベーターが設置されています。

※2、南大野団地は借上住宅のため、令和3年7月末までとなります。

※3、行徳駅前団地は借上住宅のため、令和3年10月末までとなります。

《市川市営住宅位置図》



《市営住宅へのアクセス》

No.	団地名	アクセス
①	大町第一団地	北総線松飛台駅 徒歩5分
②	大町第二団地	北総線松飛台駅 徒歩5分
③	大町第三団地	北総線松飛台駅 徒歩7分
④	南大野団地	JR 線市川大野駅 徒歩 12 分
⑤	柏井第一団地	JR 船橋法典駅 徒歩 25 分
⑥	柏井第二団地	JR 線下総中山駅からバス 柏井市営住宅下車 徒歩 1 分
⑦	柏井第三団地	JR 線船橋法典駅 徒歩 25 分
⑧	奉免団地	JR 線本八幡駅からバス 市川東高校入口下車 徒歩 10 分
⑨	北方第一団地	JR 線船橋法典駅 徒歩 25 分
⑩	北方第二団地	JR 線船橋法典駅 徒歩 20 分
⑪	曾谷第一団地	JR 線本八幡駅からバス 曾谷郵便局下車 徒歩 2 分
⑫	曾谷第二団地	JR 線本八幡駅からバス 曾谷坂上下車 徒歩 3 分
⑬	曾谷第三団地	JR 線本八幡駅からバス 曾谷坂上下車 徒歩 10 分
⑭	曾谷第四団地	JR 線市川駅からバス 国分高校下車 徒歩 10 分
⑮	宮久保団地	JR 線本八幡駅からバス 宮久保坂上下車 徒歩 3 分
⑯	東菅野団地	JR 線本八幡駅からバス 東菅野三丁目下車 徒歩 3 分
⑰	平田団地	JR 線本八幡駅 徒歩 10 分
⑱	稻荷木団地	JR 線本八幡駅からバス 一本松下車 徒歩 3 分
⑲	原木団地	東西線原木中山駅 徒歩 10 分
⑳	行徳駅前団地	東西線行徳駅 徒歩 5 分
㉑	相之川第一団地	東西線南行徳駅からバス 相の川下車 徒歩 3 分
㉒	相之川第二団地	東西線南行徳駅からバス 相の川下車 徒歩 5 分
㉓	相之川第三団地	東西線南行徳駅からバス 相の川下車 徒歩 3 分
㉔	塩浜団地	東西線南行徳駅からバス 塩浜四丁目下車 徒歩 5 分

《住宅困窮度自己判定表》

区分	内 容	点数	得点
1 住宅状況	住宅以外の建物に居住している(物置、倉庫、納屋等)	5	
	倒壊等の恐れがある建物	3	
	住宅設備上の不備(専用の台所、便所、浴室が無い)	2	
2 世帯同居状況	親族以外の世帯と同居している	2	
	適当な間取りの住宅がなく親族と同居できない	2	
3 狹小過密状態	居室が1つで3人以上が居住している	2	
4 立退要求の有無	家主の正当理由により立退要求を受けている	3	
5 家賃負担率(注1) 収入の月額に対する家賃の 負担割合	負担率が45%以上	3	
	負担率が35%以上45%未満	2	
	負担率が25%以上35%未満	1	
6 世帯構成状況	重度障がい者世帯	3	
	中度障がい者世帯	2	
	上記以外の世帯で1年以上の疾病等で就労ができない世帯	1	
	高齢者世帯	2	
	60歳以上の単身世帯	2	
	18歳未満の児童が3人以上いる世帯	4	
	18歳未満の児童が2人いる世帯	3	
	18歳未満の児童が1人いる世帯	2	
	未就学児がいる世帯	1	
	母子世帯及び父子世帯(20歳未満の子)	1	
	DV被害者世帯	3	
7 その他	社宅、社員寮、マンションの管理人等で立退要求を受けている	1	
	申込回数が連続3回以上のもの(自己都合による紹介辞退は回数に含まない)	1	
	大規模な火災、震災、その他の災害により住宅が滅失した	● (注2)	
	福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等がされている地域に居住していた(非難指示区域外の支援対象避難者を含む)	● (注2)	
	前年度、空家の紹介を受け、自己都合(やむを得ない事情を除く)で入居を辞退	-1	
	合 計 点 数	—	

(注1) 家賃負担率=1ヶ月の家賃÷収入の月額×100

収入の月額とは、この募集案内13ページの年間総収入金額を12で割った金額、2人以上いる場合は合計(給与所得者の場合)。

(注2) ●については、確認を含め別途相談してください。

※ 自己判定による点数はあくまでも目安です。実態調査等により異なる場合があります。

提出（必要）書類を再度ご自身でご確認ください

- 申込者全員が提出する書類
- 空家住宅入居登録申込書
 - 健康保険証のコピー 入居希望団地調査票
 - 現在の住まいの状況がわかる書類（最新の賃貸借契約書のコピー）
 - 収入を証明する書類（下記から収入の状況に応じていずれか）
 - 源泉徴収票のコピー 給与支払（支払予定）証明書
 - 確定申告書（控）のコピー 事業所得内訳書
 - 年金支払通知書 年金改定通知書 公的年金等の源泉徴収票

※は所定の用紙があります

- 申込者の状況に応じて提出する書類
- 住民票（世帯全員 続柄・本籍が記載されているもの）
 - 単身入居の入居者資格認定のための申立書（単身申込者）
 - 離職票のコピー 雇用保険受給者証のコピー
 - 退職予定証明書
 - ※退職証明書 ※退職申述書 ※無収入申述書
 - 仕送額の証明
 - 児童扶養手当証明書（黄色）のコピー （又は戸籍全部事項証明）
 - ※離婚手続中であることの申述書 ※婚約申述書
 - 生活保護受給証明書 ※家賃負担申述書
 - 身体障害者手帳のコピー 精神障害者保健福祉手帳のコピー
 - 療育手帳のコピー 知能指数が75以下と判定された判定機関の証明
 - 配偶者から暴力を受けている被害者であることの証明書
 - ※取壊し等に関する立退要求証明書 更新拒絶通知、解約申入通知等
 - ※令和2年5月31日までに自己所有する住宅処分に関する申述書
 - 社宅、社員寮、マンションの管理人室等から立退きを求められていることがわかる書面
 - 戰傷病者手帳のコピー
 - 原子爆弾被爆者の医療特別手当証書・特別手当証書のコピー
 - 常時就床を要することを証する医師の診断書
 - 1年以上の療養（入院・通院）を要するため就労ができないことを証する医師の診断書
 - 海外からの引揚者であることの証明書
 - ハンセン病療養所等に入所していたことの証明書
 - 中国残留邦人等身分証明書のコピー
 - 罹災証明書のコピー 身分証明書コピー
 - その他書類（ ）

令和 年 月 日提出

令和元年度 市営住宅 空家募集希望調査表（案）

住所	市川市		
氏名		携帯電話	(連絡) 可・否
自宅電話	(連絡) 可・否	その他の連絡先	(連絡) 可・否

*電話について平日の日中連絡可能かどうか○で囲んでください。

ご紹介にあたっては電話連絡となりますので、調査票に平日の日中に御連絡できるお電話番号を必ず御記入ください。

希望団地 裏面の市営住宅配置図参考 (該当に○または記入をしてください。)

どこでも良い	空いていればどこでも良い	エレベーターなし・あり
第1希望		団地
第2希望		団地
空きがない場合	空きが出るまで待つ	空いているところの紹介を希望
その他要望		

*住宅に困窮している度合いの高い順に登録し、空家発生の都度ご紹介いたしますので、必ずしも希望する団地に入居できるとは限りません。

各団地に複数の希望者があった場合は上位者からのご紹介とさせていただきます。

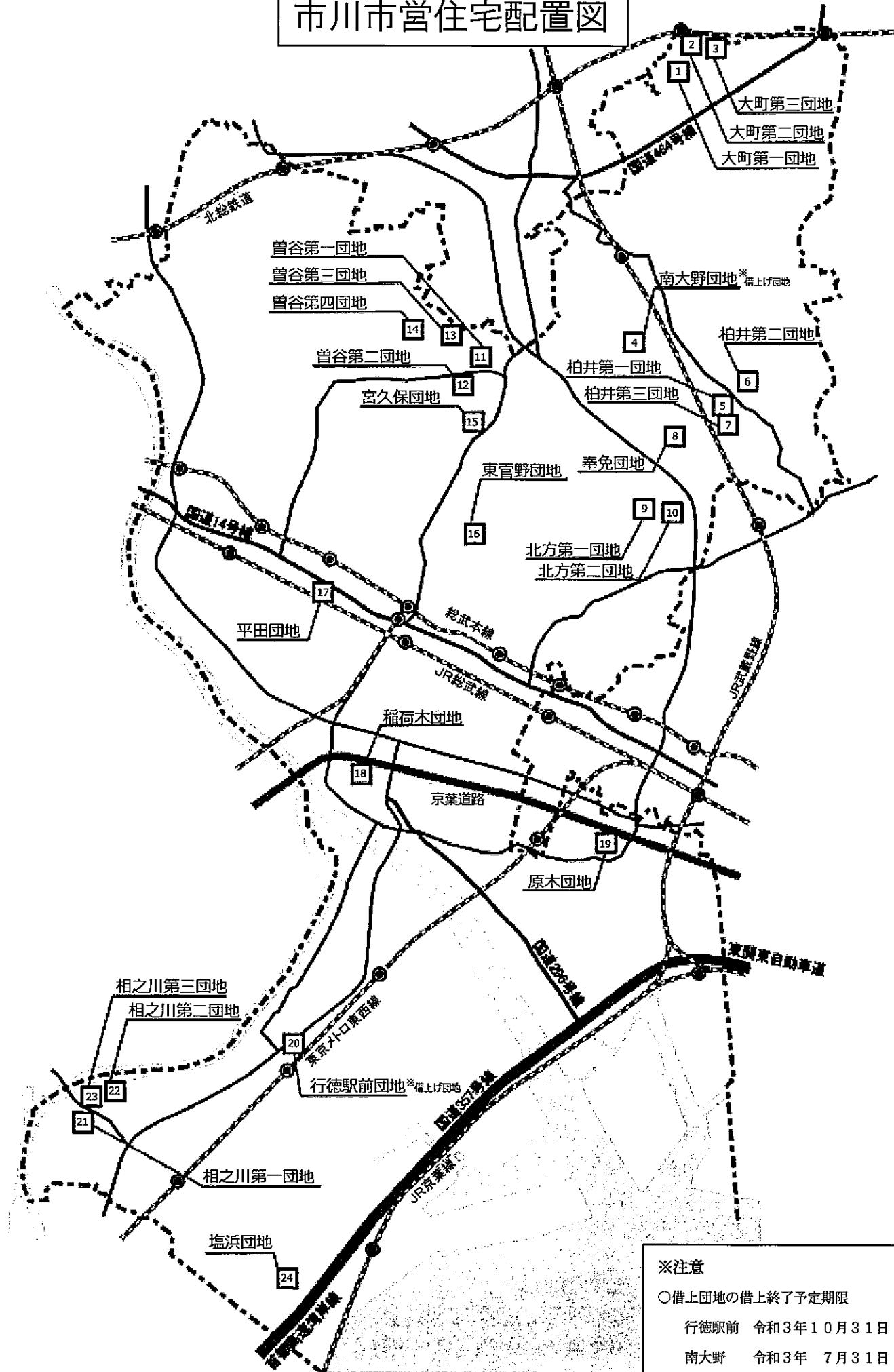
なお、登録の有効期限は来年5月31日までとなりますのでご了承ください。

○単身世帯の入居希望可能な団地は

「大町・柏井・北方・曾谷・平田・行徳駅前・相之川」団地の単身者入居可能部屋です。

※詳しくは、空家入居希望者登録募集案内をご覧ください。

市川市営住宅配置図



資料3

令和元年度住宅困難度判定基準表

条例	項目	内容	点数
1 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者 (条例第9条第1項第1号)	非住宅	物置、倉庫、納屋等に居住しており、居宅として認定し難いもの(住宅としての設備が具備されている場合を除く。)	5
	保安上危険な住宅 (立退要求に該当する場合を除く。)	基礎、土台、柱等の構造上の主要な部分が沈下し、又は腐蝕しているため、保安上危険な状態で倒壊等の恐れのある住宅に1年以上居住している者	3
	住宅の設備上の不備	専用の台所、便所又は浴室がなく、これらの設備を他の世帯と共同で使用している者(間借りの場合及び社員寮等の民間借家以外の施設を住宅としている場合を除く。)	2
2 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者 (条例第9条第1項第2号)	他の世帯と同居	住宅がないため、生計を異にする他の世帯との同居(間借りを含む。)を余儀なくされている者(当該2つの世帯の世帯員相互の関係がいずれも直系血族(親子等)又は傍系2親等血族(兄弟姉妹)の関係にある場合を除く。)	2
	親族と同居できない	適当な間取りの住宅がないため、同居を希望する親族と同居できない者(同居を希望する親族が申込者の現在の住宅に同居した場合に、1人当たりの畳数が3畳以下となる場合に限る。)	2
3 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、又は教育上不適当な居住状態にある者 (条例第9条第1項第3号)	狭小過密 プライバシー	居室(8畳以下)が一つで、現に3人以上の者が居住している者	2
4 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため住宅に困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。) (条例第9条第1項第4号)	立退要求	家主の正当理由(申込者に帰責事由がある場合を除く。)により、契約の更新拒絶又は解約申し入れを受けている者	3
5 収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者 (条例第9条第1項第5号)	家賃負担率	世帯の収入の月額(現に継続的収入(「月額所得」)の算定に含めない遺族年金、障害年金及び仕送りは含める。)のある者の当該収入の年額の合計額を12で除した額をいう。事業所得者の場合は、所得金額の年額に、給与所得者の所得金額の算定に適用される給与所得控除額を加算した額を收入の年額とみなす。)に占める家賃(共益費は含めない。)の割合(以下この項において「負担率」という。)が45%以上上の者	3
		負担率が35%以上45%未満	2
		負担率が25%以上35%未満	1
6 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者 (条例第9条第1項第6号)	世帯特性	重度障害者(身体・精神・知的)のいる世帯又は常時就寝を要する者のいる世帯	3
		中度障害者(身体・精神・知的)のいる世帯	2
		上記以外の世帯で、1年以上の入院又は通院を要するため、就労ができない状況にある者のいる世帯	1
		高齢者世帯(条例施行規則第3条第2号に規定する世帯をいう。)及び60歳以上の単身者世帯	2
		18歳未満の児童が3人以上いる世帯	4
		18歳未満の児童が2人いる世帯	3
		18歳未満の児童が1人いる世帯	2
		未就学児がいる世帯	1
		母子世帯(条例施行規則第3条第1号に規定する世帯をいう。)及び父子世帯(同号の「女子」を「男子」と読み替えた場合に該当する世帯をいう。) ※ 配偶者のいない女子(男子)で20歳未満の子どもを扶養している世帯	1
		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者及び生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた被害者で次に該当する者 ①一時保護又は保護が終了した日から起算して5年を経過していない者 ②裁判所が配偶者に下す被害者に対して身辺のつきまと禁止等の命令の効力を生ずる日から起算して5年を経過していない者	3
その他		社宅、社員寮、マンションの管理人室等に居住している者であって、次に掲げる場合 ①建物の取壟し、用途廃止、用途変更その他これらに類する事由により、立退きを求められている場合 ②その者の死亡によりその者と雇用者との雇用関係が終了したことに伴い、その者の同居の親族等が立退きを求められている場合 ③その者の傷病を原因とする退職よりその者と雇用者との雇用関係が終了したことに伴い、その者及びその同居の親族等が立退きを求められている場合 ※ 定年退職及び自己都合による退職は認めない。	1
		申込みの回数(今回の申込みを含む。)が連続して3回以上の者。ただし、失格・当該3回の申込のうちに、空家の紹介を受けたにもかかわらず、自己都合により当該紹介を辞退していることがある場合には、当該辞退に係る申込み以前のすべての申込みは、これを申込み回数に含めないものとする。	1
		被災市街地復興特別措置法第21条に規定する被災者	5
		福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等がされている地域に居住していた者(避難指示区域外の支援対象避難者を含む)	3
		前年度、希望団地の空家紹介を受けたが、自己都合により当該紹介を辞退した世帯。(現住所近くの団地を希望・通園、通学(通勤)、介護、通院による団地の希望・心身の障害による団地の希望・高齢、障害による階の希望等やむを得ない事情を除く。)	-1